

次のとおり制限付一般競争入札を実施しますので、千歳市契約規則（昭和39年規則第27号）第4条の規定に基づき、公告します。

令和8年8月5日

千歳市長 横田 隆一

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名：共同受信施設設置工事その2
- (2) 工事場所：千歳市桂木
- (3) 工 期：契約締結日から令和9年3月19日まで
- (4) 予定価格：135,938,000円（入札書比較価格123,580,000円）
- (5) 工事概要：共同受信施設の機器・ケーブルの更新工事

区域 桂木2・3・5・6丁目

戸数 318戸

(6) 分別解体等の実施の義務付け

本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

(7) その他

- ・本工事は、契約後、月単位又は通期の週休2日工事に取り組む旨を受注者と発注者で協議し、週休2日工事に取り組むものとする。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日により施工を行うこと。
- ・落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

2 入札参加資格

入札参加希望者は特定共同企業体とし、構成員は次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 千歳市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者にあつては、告示日において令和11年3月31日を有効期限とする千歳市競争入札参加資格者名簿に「電気通信工事」の登録があり、かつ、本工事に対応する建設業法に基づく許可を受けてからの営業年数が2年以上ある者。
- (2) 千歳市以外に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者にあつては、次に掲げる条件を全て満たしている者。
ア 告示日において令和11年3月31日を有効期限とする千歳市競争入札参加資格者名簿に「電気通信工事」の登録があり、かつ、当該入札参加資

格申請時における電気通信工事の経営事項審査総合評定値が700点以上であること。

イ 本工事に対応する建設業法に基づく許可を受けてからの営業年数が2年以上あること。

ウ 北海道内において、本工事に対応する建設業法に基づく許可を得た営業所を有し、当該営業所に本工事の契約締結に関する権限があること。

エ 平成28年度以降に本工事と同種又は類似の元請として施工実績（共同企業体による施工を含む。）があること。

(3) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者（申請者と3か月以上の雇用関係にある者）を工事現場に専任で配置できること。

(4) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 公告の日から入札執行日までの間に、千歳市より指名停止を受けていないこと。

(6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。

(8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

(9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

(10) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある場合は、同一の入札に参加申請することができない。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項の更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 特定共同企業体の結成条件

特定共同企業体の結成は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 構成員の数は、2 者又は 3 者とし、前項の入札参加資格要件に規定する(1)の者のみ又は(1)と(2)の者により結成することとし、(2)の者のみにより結成することはできない。
- (2) 代表者は、平成28年度以降に当該工事と同種又は類似の工事の元請として施工実績（共同企業体による施工実績は、構成員としての出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有する者とする。
- (3) 各構成員は、本工事の入札において2以上の特定共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上とする。この場合において、代表者の出資の割合は、構成員の中で最大の者とする。

4 入札参加資格審査申請

- (1) 特定共同企業体の入札参加資格審査申請は、建設工事等共同請負競争入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書（いずれも市指定様式、以下「申請書」という。）により申請すること。

なお、雇用関係を確認できる書類とは、健康保険被保険者証（有効なものに限る）、監理技術者資格者証の裏書、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書その他これに準ずる資料とする。

- (2) 各構成員は、配置予定技術者経歴書（第5号様式）及び雇用関係を確認できる書類を提出すること。
- (3) 代表者は、CORINS（工事实績情報サービス）登録時の「工事カルテ受領書」等、本工事と同種又は類似の工事の元請として施工実績を証明できるものを提出すること
- (4) 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 期間：公告日から令和8年8月17日（月）まで

土曜日、日曜日、祝日等を除く、9時から17時まで（最終日は12時まで）

イ 場所：千歳市総務部契約管財課契約係（市役所本庁舎4階）

千歳市東雲町2丁目34番地

- (5) 申請書等は郵送又は持参するものとし、電送によるものは受け付けない。
- (6) 期限までに申請書等の提出のない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (7) 資格審査後、制限付一般競争入札参加資格証明書（第2号様式）の交付を受けること。

5 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書は、次のとおり電子閲覧に供する。

ア 期間：令和8年8月21日（金）12時まで

イ 閲覧：千歳市役所ホームページの入札・契約情報ページで電子閲覧に供する。

(パスワード照会書を契約管財課に提出し、パスワード回答書を同課から受取り後、電子閲覧が可能)

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、質疑書（第3号様式）を提出すること。

ア 期間：前項（入札参加資格審査申請）第4号の期間と同じ。

イ 場所：前項（入札参加資格審査申請）第4号の場所と同じ。

6 契約条項を示す場所

契約条項を示す場所は、第4項（入札参加資格審査申請）第4号の場所と同じ。

7 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年8月24日（月）13時30分

- (2) 場所：千歳市役所本庁舎 4階契約管財課契約係（千歳市東雲町2丁目34番地）

8 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて郵送又は持参しなければならない。
- (2) 当該入札に際しては、制限付一般競争入札参加資格証明書（第2号様式）を提示しなければならない。なお、入札書を郵送により提出する場合は、制限付一般競争入札参加資格証明書の写しを入札書に同封し提出するものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (4) 電送による入札は認めない。
- (5) 入札回数は、1回とする。
- (6) 入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止する。

9 最低制限価格制度

- (1) 本入札においては、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用し、最低制限価格を設ける。
- (2) (1)に定める最低制限価格を設けるときの取扱いについては、千歳市最低制限価格制度実施要領（平成22年7月7日制定）の規定によるものとする。

10 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を郵送又は持参により、入札書とともに提出すること。

11 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

12 契約保証金

契約保証金は、免除とする。

13 支払条件等

- (1) 前 金 払：有り 契約金額の4割以内を限度とする。
- (2) 中間前金払：有り 契約金額の2割以内を限度とする。
- (3) 部 分 払：無し

14 入札の無効

本工事に示した入札参加に必要な資格のない者及び千歳市契約規則第12条及び建設工事競争入札心得第9条に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

15 その他

- (1) 入札参加者は、千歳市契約規則、建設工事競争入札心得及びその他関係法令等を遵守すること。
- (2) 不明な点については、次に照会すること。
千歳市総務部契約管財課契約係（千歳市役所本庁舎4階）
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
電話番号：0123-24-0535（直通）
FAX. 番号：0123-22-8854